「大阪版被災住宅無利子融資制度」に係る利用確認書について

『大阪版被災住宅無利子融資』については、各金融機関との融資に関する契約（金銭消費貸借契約等）を締結する際、大阪府が発行する「「大阪版被災住宅無利子融資制度」に係る利用確認書」を各金融機関に提出いただくことが必要です。

【当初申込み時は必要ありません】

　『大阪版被災住宅無利子融資』は「大阪府北部を震源とする地震」、「平成30年7月豪雨」及び「平成30年台風第21号」により損害が生じた住宅の補修を行うため、大阪府が利子相当分を負担し１被災住宅あたり200万円を限度として（全壊・大規模半壊・半壊の場合は300万円以内）申し込むことができる無利子融資制度です。

　このため、金融機関での融資受付から契約（金銭消費貸借契約等）の締結までの間に、大阪府に「大阪版被災住宅無利子融資制度」に係る利用確認のお手続きを行っていただき、発行された確認書を金融機関に提出してください。

**手続きの流れ**

① 融資申込（受付）

**金融機関**

**申込者**

**大阪府**

② 融資予約通知書

⑤ 契約締結(確認書提出)

③ 利用確認申請

④ 利用確認書発行

　(1) 発行申請方法

　　　下記窓口に「「大阪版被災住宅無利子融資制度」に係る利用確認申請書」等の必要書類を

　　　お持ちいただくか、郵送によりお申込みください。

　　　窓口

　　　「大阪府　住宅まちづくり部　都市居住課　管理調整グループ」

　　　　（場所）〒559-8555　大阪市住之江区南港北1-14-16　咲洲庁舎27階

　　　　（営業時間）土曜日、日曜日及び祝日・年末年始を除き　9時から17時30分

　(2) 申請に必要な書類

　　・「大阪版被災住宅無利子融資制度」に係る利用確認申請書

　　・り災証明書（写）

　　・融資申込書（写）等

　　　※融資申込書（写）等は融資予約通知書（写）など申込金額がわかる金融機関の受付印の

　　　　ある写しです。